

次世代育成活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人和会 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、仕事と生活の調和された働き方が実現できることを目指して職場環境に努めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 目標と取り組み内容・対策

目標1 男性職員の育児休業等の子育て目的の休暇取得の推進。

【取り組み】

男性職員が育児休業等を活用推進するための育児参加に関する働き方についての意識向上と勤務環境整備の支援を実施します。

令和6年4月～

- ①育児休業等の活躍推進のための周知活動として育児休業取得の事例紹介等を行い取得に向けての情報提供を行います。

令和6年11月～

- ②育児休業等を取得しやすい職場環境の整備として育児に関する意識向上に向けた研修会を実施します。

令和6年2月～

- ③男性職員が育児休業等を活用するために専門家による仕事と子育ての両立に関する個別の制度説明・相談会を実施します。

目標2 育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの確立。

【取り組み】

復職後においても適宜、働き方の見直しが図れる支援策を構築し仕事と家庭の両立が図れる雇用環境の確立を推進する。

令和6年4月～

- ①育児休業の職員への定期的に情報提供を行う

令和6年11月～

- ②育児休業中、育児休業取得経験の職員に対して求めている支援ニーズの把握をするためにアンケート・ヒヤリングを実施する。